令和3年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 令和3年3月9日(火)

午後3時00分~午後4時45分

場 所 オンライン会議

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1)議案第5号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価」

第 2 協議

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定について
- (2) 千代田区特別登録文化財の登録について

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する訓令

第 3 報告

【文化振興課】

(1) 文化財保護行政の主な取組状況について

【子ども総務課】

(1) 令和3年第1回区議会定例会の報告

【子ども支援課】

(1) 令和3年4月保育園等入園審査結果について

【指導課】

(1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1)教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田 (3月20日号)

【児童・家庭支援センター】

(1) 私立学童クラブ内覧会のお知らせ

出席委員(4名)

| 教育長職務代理者 | 金丸 精孝 |
|----------|-------|
| 教育委員 | 中川 典子 |
| 教育委員 | 長﨑 夢地 |
| 教育委員 | 俣野 幸昭 |

出席職員(12名)

| 子ども部長 | 清水 章 |
|-----------------------|-------|
| 教育担当部長 | 佐藤 尚久 |
| 子ども総務課長 | 大谷 由佳 |
| 副参事(特命担当) | 大塚 光夫 |
| 子ども支援課長 | 新井 玉江 |
| 子育て推進課長 | 中根 昌宏 |
| 児童・家庭支援センター所長 | 安田 昌一 |
| 子ども施設課長事務取扱 子ども部参事 | 小池 正敏 |
| 学務課長 | 小原 佳彦 |
| 指導課長 | 佐藤 友信 |
| 統括指導主事 | 田中博 |
| 文化財担当課長 | 永見 由美 |

欠席委員(0名)

欠席職員(0名)

書記 (3名)

| 総務係長 | 江口 友規 |
|------|-------|
| 総務係員 | 橋本 悠 |
| 総務係員 | 濱本 美那 |

金丸教育長職務代理者

時間になりましたので、教育委員会を始めたいと思いますが、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することにいたしますので、ご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、その点についてもご承知おきください。

では、ただいまから令和3年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日、教育委員は全員出席です。

今回の署名委員は俣野委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に先立ち、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長よりお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担 当部長、そして私の子ども総務課長です。

オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、マ

イクをオンにしていただいて、返事のほうをお願いいたします。

それでは、お呼びいたします。

文化財担当課長。

文化財担当課長

はい。文化財担当課長です。

子ども総務課長

はい。子ども支援課長。

子ども支援課長

はい。新井です。

子ども総務課長

子育て推進課長。

子育て推進課長

はい。中根です。

子ども総務課長

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

はい。安田です。

子ども総務課長

はい。子ども施設課長。

子ども施設課長

はい。小池です。

子ども総務課長

はい。学務課長。

学務課長

はい。学務課長、小原です。

子ども総務課長

はい。指導課長。

指導課長

はい。指導課長です。

子ども総務課長

はい。統括指導主事。

統括指導主事

はい。統括指導主事、田中でございます。

子ども総務課長

はい。九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長

はい。大塚です。

子ども総務課長

はい。以上のとおり、全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程をご覧ください。

議事日程の第3、報告事項の中の千代田区公立学校教育管理職の異動でございますが、人事関係であり、現時点では公開できない事案ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと考えております。

本件について、秘密会で取り扱うことについて、決を採りますので、賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします

(賛成者举手)

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては会議の 最後に取り扱わせていただくことにいたします。

本日は文化財担当課長が出席されていますので、そちらの案件を先に取り扱わせていただくという順序で行きたいと思います。

◎日程第2 協議

文化振興課

- (1) 千代田区指定文化財の指定について
- (2) 千代田区特別登録文化財の登録について

金丸教育長職務代理者

次第の日程第2、協議事項をご覧ください。まず、千代田区指定文化財の 指定につきまして、文化財担当課長、ご説明をお願いいたします。

文化財担当課長

はい。文化財担当課長でございます。

お手元の資料の「千代田区指定文化財の指定について」をご覧ください。 今年はコロナの影響で文化財の調査等のスタートが少し遅れましたが、今度 の4月1日指定に向けて、今回は1件の指定をお願い申し上げます。

まず、指定文化財有形文化財(古文書)、万控帳5点でございます。

ページをおめくりください。こちらの万控帳ですが、既に平成4年に39冊の万控帳が区の指定文化財として指定されております。このたび、また麹町区富士見町、当時の麹町区富士見町ですね、そちらにいらっしゃった武田家から寄贈がありまして、それで追加を指定するものでございます。

こちらにつきましては、当時の生活用具や食生活の一端を記す記録などが記載されておりまして、千代田区に住む生活の記録として、非常に貴重なものであるということで、指定をさせていただきたいということでございます。

資料の一番下のところの指定理由をご覧ください。万控帳には、英国公使館の千代田区及び周辺の施設の記事、あと当時の物価の推移を示す記事、また当時の生活用具や食生活の一端を示す記事などが記載されている。震災・戦災により多くの資料が失われている中で、この千代田区において、明治から昭和初期までの千代田区内及びその周辺の生活の一端を知る上で重要な資料であるということで、指定をさせていただくということで、今回、追加寄贈のあった簿冊3冊と状2冊ということで、次のページに写真が載っておりますので、ご覧いただければと思います。

こちらのほうを追加指定ということで、区の指定文化財として、こちらの ほうをお願いしたいと思っております。

こちらのほうが文化財保護審議会からの答申ということになります。

続けて、次の特別登録も行ってよろしいでしょうか。

金丸教育長職務代理者
文化財担当課長

それはちょっとお待ちください。先に、今の点をやってしまいましょう。はい。

金丸教育長職務代理者

ただいまの千代田区指定文化財の指定についてのご説明につき、質問がご ざいましたら、挙手をして質問してください。

俣野委員。

俣 野 委 員

こういったものというのは、文化財に指定された後で、どこかで一般区民 が閲覧できるとか、そういったことはあるものなのですか。

文化財担当課長

はい。文化財担当課長です。

こちらのほうは、テーマを決めて展示をしたりとかというところで活用させていただいたり、図録の中で紹介をしたりとか、文化財ニュースで照会をしたりとかというところで、活用をまた図っていきたいと思っているところです。

俣 野 委 員

ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者

ほかには何か。

では、私から1点だけ。すみません、全くのイメージの問題なのですけれども、昭和5年のノートは、古文書と言われると何となく違和感があるのですけれども、これは分類上の形で古文書の中に入れざるを得ないという、そういうことなのでしょうか。

文化財担当課長

はい。こちらの分類につきましても、文化財保護審議会の先生方で、どこで分類するのがいいかということをお諮りして、最終的に古文書というところになっております。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ほかには何かございますか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

では、この件についてはこれまでとして、続きまして、千代田区特別登録 文化財の登録について、文化財担当課長からご説明をお願いします。

文化財担当課長

はい。続きまして、千代田区特別登録文化財の登録についての資料をご覧ください。

千代田区特別登録文化財として、1件を登録するということで、これまでも東京都の指定を根拠に特別登録とされていた文化財ですが、日本水準原点、あと附属の標石等がこのたび国のほうの重要文化財になりました。それに伴って、今まで東京都の指定文化財ということを根拠にして特別登録していたものを、今度は国の重要文化財ということで、それを根拠にして、区の特別登録文化財に登録をし直すというものでございます。

これまでは掩蓋という建物だけの指定でしたが、このたび、国のほうはその附属の標石等も併せて指定にされましたので、区のほうの特別登録文化財も、国の指定と同じものを指定させていただく形で、取り扱いたいと思っております。

資料の次ページのほうには、この日本水準原点の概要が書かれておりますが、この日本水準原点は、日本の水準の測量における海抜25メートルの高さの基準点として設定されたもので、併せて、当初は、千代田区の特別登録文化財であったときは、この建物が非常に古いということで、そこだけの指定だったのですが、このたびそれに付随した水準原点の附属標石3基もまとめて重要文化財(建造物)に指定されましたので、併せて特別登録をお願いするものでございます。

こちらのほうは、根拠規定が今まで東京都の指定だったと。これが今度、 国の重要文化財になったというところで、新たに特別登録をし直すという手 続のところでございます。この特別登録指定に関しましては、所有者の方に 確認を取って、同意を頂いて、こちらの指定になっております。

ご説明は以上でございます。

金丸教育長職務代理者

はい。ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、挙手をして お願いいたします。

俣野委員。

俣 野 委 員

これは、今までは都の関係で、今回は国の重要文化財になったということ に伴いまして、いろいろな保全の費用とか、そういったものというものは出 るものなのですか。

文化財担当課長

ご質問は区から出るかということでしょうか。それとも国から。

俣 野 委 員

逆です。はい。国なり、今までは都から出ていたのかどうかは分かりませ んけれども、その辺はどういう形になるのですか。

文化財担当課長

修理等では、補助金等で国の制度があります。

俣 野 委 員

では、そのメンテナンスとかそういうことに対しては、国のほうから今度 は助成があるという、そういう考え方でよろしいわけですか。

文化財担当課長

はい。そうでございます。

俣 野 委 員

はい。ありがとうございます。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かご質問はございますか。

では、私から1点。これは手続的に言うと、一旦登録文化財の登録のあっ たものを取り消して、改めて登録をし直すと、こういうことなのでしょう

文化財担当課長

そうでございます。東京都の指定を外れた段階で、区の特別登録の手続も 一旦解除されております。このたび新たにもう一度ということでございま

金丸教育長職務代理者

もう1点、先ほど所有者の承諾を得てというお話がありましたけれど、こ れは国会の前庭ですけれども、これは、所有者は国ではないのですか。

文化財担当課長

国土交通省になります。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、この件についてはこれまでとさせていただきます。どうもあり がとうございます。

文化財担当課長 ありがとうございます。

◎日程第3 報告

文化振興課

(1) 文化財保護行政の主な取組状況について

金丸教育長職務代理者

続きまして、日程第3の報告事項、文化財保護行政の主な取組状況につき まして、文化財担当課長からご説明をお願いいたします。

文化財担当課長

はい。文化財のほうで先にお時間を頂戴し、申し訳ございません。

それでは、お手元の文化財保護行政の主な取組状況についての資料をご覧 ください。この2年間の主な取組状況をご報告させていただきます。

1番、文化財保護行政の主な課題とその取組状況。これまで区は、平成31 年一般会計予算附帯決議の文化財保護行政の取組に関する指摘事項、あと文 化財保存活用特別委員会の議論の中で、そちらのほうの議論を踏まえて、令 和元年度は文化財保護行政・施策の推進の体制の整備を、また令和2年度は 文化財保護事業運営を組織目標に挙げて、文化財保護行政の様々な課題の解 決に取り組んできております。

下の表にその主な取組み状況をお示ししております。令和元年度は課題の 把握、令和2年度は収蔵システムの導入をはじめ、指定文化財台帳の整備や データベース化、資料の整理等を進めてきているところでございます。

表をご覧ください。主な取組み事項として、①から⑩までございますが、 まず、こちらのほうの項目は、議会のほうから出されました附帯決議に基づ いて掲載させていただいております。

文化財の収集と保存の方針の策定ということで、こちらにつきましては、 将来的には文化財保存活用、地域計画の中で策定をしていくものでございま すが、今回、事務手続上の千代田区文化財関係資料取扱要綱として策定をし ていく予定であります。後ほどこの①の文化財関係資料取扱要綱につきまし ては、項目の2番でご説明を申し上げます。

次に、②文化財の総合調査の実施、こちらにつきましては、今後、文化財保護法の改正がありまして、地域で文化財の保存・活用、継承をしっかりやっていきなさいということで、文化財保護法に基づいて地域計画をつくることができるとなっておりまして、今後、令和3年度以降、この地域計画を策定していく予定でおります。その基となる実態調査、そちらにつきまして、この文化財総合調査ということを、令和2年度という形でやっていこうかという検討、令和3年度で実際の総合調査を実施していこうと思っております。

続けて、文化財保存・活用の地域計画の策定ですが、これも先ほど申し上げましたように、区における文化財の保存活用に関する方針を今後つくっていくことができるというところで、令和3年から令和5年の3か年で策定をしていく予定であります。

続いて、④番、指定文化財台帳の整備です。こちらにつきましては、長年、指定文化財台帳がきちんと整備がされてこなかったというところも議会からもご指摘いただきまして、令和元年、2年と状況を把握しながら、令和2年に収蔵システムを導入しまして、データを入力して、11月にホームページで公開を開始しているところでございます。こちらにつきましては、先日の教育委員会のほうでも、収蔵システムのデータベース化については、ご紹介をさせていただいたところです。

続いて、⑤番の収蔵資料の整理、データベース化、こちらについては、指定文化財以外の区で収蔵している資料を、また順次、3年から4年かけてデータを入力して、順次ホームページで公開していくような準備を進めています。

続いて、専門知見を有する学芸員の確保というところですが、こちらのほうは、令和2年度は組織上、文化財担当課長と、あと事務職が1名増員になりました。令和3年度も、埋蔵文化の学芸員が1名増える予定であります。 あとは人事課とも協力しながら、会計年度や有償ボランティアというところ も活用しながら、学芸員の確保というところを引き続き努めていきたいと思っております。

続いて、⑦番、文化財の収蔵・展示環境の施設整備ということでございますが、こちらにつきましては、博物館、美術館を所管するような事業者に、日比谷図書文化館の環境についてと構造について調査していただいております。令和2年度は環境の調査を主に実施して、令和3年度は構造上の調査を実施する予定です。これまでの調査の中で、日比谷図書文化館の収蔵庫につきましては、大体規定の範囲にあるということで、それよりも展示環境のほうが、なかなか外気の影響を受けたりということで、湿度だったり温度だったりが季節によって影響を受けるというところで、早急な改善が必要というような指摘がされております。令和2年度と3年度で、展示室に置く展示ケースのほうを密閉性の高い物を購入して、できるだけいろいろな文化財、区で収蔵するいろいろな資料を展示して公開できるような形で、取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、⑧番、文化財保護・保存のための財源の確保というところでございますが、こちらのほうは、文化庁の補助金の活用をしていきながら、財源を確保していきたいと思っております。今年につきましては、コロナ対策でかかった消耗品等の補助金申請、こちらのほうは交付予定でございます。

続いて、次のページをご覧ください。計画的な文化財の修理というところで、こちらにつきましては、指定文化財を中心に、文化財保護審議会の諮問・答申を経て、修復を計画的に行っているところです。

それから、⑩番、文化財保護審議会の役割の明確化と機能強化、こちらについては、今後策定していく地域計画の中で取り組んでいく予定でございます。こちらについて、令和元年から4年、また5年以降も継続して進めていく事業でもありますが、この表に書かれていること以外にも、いろいろな収蔵資料の整理等も順次進めているところですが、これまでも区議会等へのご報告とか、あと教育委員会さんへのご報告をしながら、課題解決に取り組んでいるところでございます。

こちらのほうが文化財保護行政の主な課題とその取組状況でございます。 続けて、資料の2番でございます。千代田区の文化財関係資料取扱要綱について、ご説明申し上げます。

先ほども1番のところで少しご説明申し上げましたが、これまで千代田区でこの文化財の関係資料の取扱要綱というのは定めてきませんでした。でも、この文化財保護法の第1条にある目的というのは、域内の文化財は郷土の貴重な歴史財産であって、その適切な保存と活用を図って郷土の文化の発展に寄与するということで、千代田区が収集して保存活用するものの資料の取扱い、手続について、きちんと定めてやっていきましょうということで、このたびこの要綱として定めさせていただくものです。

この要綱の主な内容につきましては、ここの(3)のところで目次で書かせていただきましたが、具体的な事務手続ということで、取扱いの内容等が

書かれております。

予定としましては、令和3年4月1日で施行日ということで、準備を進めているところです。

資料、ご参考に、文化財保護条例と、今回策定しようとしている文化財関係資料取扱要綱の様式以外の部分を、本日添付させていただきました。資料のほうは、ご参考までに、文化財保護条例の第1条のところと、文化財保護法の182条の第2項のほうを記載させていただいておりますので、ご参考にご覧いただけたらと思います。

この要綱を策定して、きちんと区で収蔵する資料を適切に保存・管理して活用していくというところの、その基準を策定したいというところでございます。

ご説明は以上でございます。

金丸教育長職務代理者

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を基に、ご質問等がございましたら、挙手を してご質問ください。

では、中川委員。

中川委員

千代田区の文化財については、日比谷図書文化館で収集したり、体系づけしたり、それから展示したりということをやっていたと思うのですが、それにしては、ちょっと驚いたのですけれど、この①から⑩まである中の、文化財保護審議会の役割の明確化と機能強化というのがありますけれど、第一にこれがきちんと定まっていなければ、何を収集するとか、どういう形で分類していくとか、そういうことは、はっきりしないのではないかと思っています。たから、この⑪番というのは、とっくにされているものと私は感じていたのですけれども。

まず1点はそれです。

文化財担当課長

はい。では、まず、そちらの文化財保護審議会の役割というところをご説 明申し上げます。

文化財保護条例をご覧いただくと、後ろのほうになりますが、第5章のところ、千代田区文化財保護審議会、設置、所掌事務、審議会への諮問等、こちらのほうに規定されておりまして、既に役割のことにつきましては明確化されているところでございます。

今回、この⑩番で書かせていただきましたのは、文化財保護法の改正が平成31年4月施行でございまして、そこの中で、地域計画を策定していくことができるということがうたわれまして、その中で、地域の文化財行政の推進体制の強化というところの中で、文化財保護審議会の役割も強化をしていきなさいといって、そこで定義をしていきなさいということがありますので、今後、地域計画を策定していく中で、また新たな役割が加わるということになると思います。

中川委員

分かりました。ただ、やはりそうなると、今までの日比谷図書文化館の中にある、収集するその係の方というか、その組織と、これからつくる新しい

要綱とはどういう関係なのでしょうか。

文化財担当課長

今現在、千代田区の文化財保護行政は、千代田区地域振興部の文化振興課 文化財係、それはイコール日比谷図書文化館の文化財事務室で行っておりま して、この今回の資料収集取扱要綱も、文化財所管で、文化財係で取り扱う 事務でございます。

中川委員

そうすると、今の日比谷図書文化館にあるものも加味しながら、きちんと した形にしていくというふうなことでよろしいのでしょうか。

文化財担当課長

はい。日比谷図書文化館で収蔵している、それはイコール千代田区で収蔵 している資料なのですが、そちらの取扱いについて、きちんと定めていくと いうものでございます。

中川委員

はい。その中で、⑥番とか⑦番に、文化財の学芸員を1人増員するとか、 それから⑦番では収蔵・展示環境の施設整備というようなことで、いろいろ なことが書いてありますけれども、やはり今まで集めた資料の精査というの もすごく大事になってくるし、それから、学芸員の役割というのはとても増 えるということは発展的でよかったと思うのですが、前に、今まで集めたも のを見せていただいたときに、生活用具なども見たことがあるのですけれど も、玉石混交というか、いろいろなものが混在していた気がします。そうい うようなものも、今後、きちんと整理できていくというふうにしていただけ るというふうに考えてよろしいですか。

文化財担当課長

はい。今回、収蔵システムを導入しまして、千代田区でこれまでどういう 資料がどのぐらいあるかと申しますと、歴史民俗資料が約4万1,000点、埋 蔵文化の関係の資料が29万点、美術資料が4,000点ぐらいあるのですが、そ ちらのほうの資料をきちんとデータベース化して、管理をしていくというと ころでございます。

今現在、基本的なデータは、今回の収蔵システムに全て移行しているとこ ろです。今現在は、写真を撮影したりなど、ホームページに公開に向けての 準備を進めているようなところで、このシステムを導入して、きちんと管理 をしていくというところでございます。

中川委員 文化財担当課長

金丸教育長職務代理者

はい。

はい。分かりました。よろしくお願いします。

ほかには何か質問ございますか。よろしいですかね。

では、私が今のご説明の中で分からなかったことをお尋ねします。

今の10番で、文化財保護審議会の役割の明確化と機能強化ということで、 令和3年から4年に向けて色がついていないので、これからだという意味だ と見ているのですけれども、そもそも千代田区文化財保護活用地域計画とい うものを立てるのは、文化財保護審議会ではないのですか。

はい。こちらのほうは、文化庁が作成した指針や東京都が今現在策定中の 大綱を基にして、地域で、地域総がかりで地域に残る文化、歴史資源を守っ ていきなさいというところで、地域計画を策定するということで、策定委員 会を設置しまして、3年ぐらいをかけてつくっていく予定です。

文化財担当課長

この策定委員会はどういうメンバーで構成されるかと申しますと、行政以外に地域の方々とか観光関係の方、商工関係の方とか、あと、学校関係、教育関係の方というような地域を構成するメンバーの方にお入りいただいて、あと、学識経験者の方ですね、そういう方で、この策定委員会というのを組織して、この計画をつくっていく予定であります。

金丸教育長職務代理者

そうだとすると、この地域計画というのは、文化財保護審議会の権限、役割ではないわけですね。策定委員会の役割だと。

文化財担当課長

そうです。

金丸教育長職務代理者

そうだとすると、一体、今までの文化財保護審議会の役割というのは明確になったと思うのですけれども、それをさらに明確にしなければいけないのは、その周りにさらに増えたのか。それとも、こういう不明確な部分があるから、そこをはっきりしなければいけないのか。どちらなのですか。

文化財担当課長

役割として増えたということで、例えば、この地域計画がきちんと文化庁に申請をして、認定していただきます。そうすると、これまでは、文化財のいろいろな現状変更とか、そういうところを文化庁に審議を上げていかなければならなかったものの一部が区の文化財保護審議会の審議の中で許可ができるようになるということがございますので、そこで、役割がまた増えていくというところになります。

先ほど途中まで言いかけたのですが、この地域計画策定の中では、先ほどの地域の構成メンバーのほかに、もちろん文化財保護審議会の今現在の委員の方々にも入っていただいて、策定をしていく予定でおります。

金丸教育長職務代理者

策定については、別の組織がある。もちろんそこに審議会のメンバーの方が入るにしても、別の組織があるということになると、明確化という言葉とちょっとイメージが大分違ってきていて、策定された計画が発行しないと新たな仕事は生まれない。それがこの薄い色になっている理由なのですか。

文化財担当課長

そうですね。今現在も、文化財保護審議会はもちろん文化財保護条例に規定されているとおり、組織されておりまして、新しく地域計画の中で策定していく地方文化財保護審議会という名前になるのですが、そちらのほうを定めていくということで、これから未来のところなので、すみません、色を薄くさせていただきました。

金丸教育長職務代理者

今のお話からまた少し分からなかったのですけれども、地方文化財保護審議会とおっしゃっていましたけれども、それは文化財保護審議会とは別の組織なのですか。

文化財担当課長

今、文化財保護条例で定められている文化財保護審議会とはまた別の規定になると思います。そこのメンバーについて、どういうふうにしていくかというのは、今後の計画を策定していく中で決めていくことになるかと思います。

金丸教育長職務代理者

ということは、ここに書いてある内容は、実は正確でなくて、地方文化財 保護審議会というところの役割の明確化と権限の強化というのが、ここに書 かなければいけないポイントだったというふうに理解していいですか。 文化財担当課長

はい。

ご説明がちょっと分かりづらくて申し訳ございません。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。

中川委員

ちょっとますます何か分からなくなってきてしまったのですけれど、やはりこの⑩番の薄い線に書いてあって、地域計画作成をするということですよね。この矢印の先というのは、地域計画策定ということだと思うのですけれど、やはり第一にそういう策定があって、細かいことが出てくるのではないかというふうに考えると、私の理解力が足りないのか、順序が分かりにくいのですけれど。

金丸教育長職務代理者

分かりにくいのは、1つは、文化財保護審議会というのと別に策定委員会があって、策定委員会がつくった形が、地方文化財保護審議会なのですかね、そういう別の組織がまたできる。要するに、3つの組織ができているのをここで一遍に説明しているから分かりにくいのかというふうに私は見ているのですが。

課長、それでよろしいですか。

文化財担当課長

はい。将来的に、ちょっとどういう形になるかですけれども、今現在ある 文化財保護審議会の機能が強化されるというところになっていくのだと思い ます。計画を策定するのは策定委員会がありまして。

金丸教育長職務代理者

策定された計画に従って、いろいろなものを審議するのは地方文化財保護 審議会ですかね、というまた別の組織になる。となると、一体、今ある文化 財保護審議会が名前を変えて、それになるのか、2つあるのかという問題が はっきりしていないと分かりにくいと思うのですが、その点はどうなのです か。

文化財担当課長

そういう審議会が2つあるという認識ではなくて、今あるものの審議会の 機能が強化されていくという、そういう認識でおります。

金丸教育長職務代理者

ということは、策定委員会が策定した計画を実施するために、また問題を 投げ返されて行動を行うのだと、こういうことですか。

本来であれば、私などの理解だと、文化財保護審議会が地域の計画を作成して実施するほうが分かりやすいけれども、策定は策定委員会で別にやるのだということになると、その部分だけ底投げして、できた計画を基にして、行政を実施していくというときには、また文化財保護審議会のほうにそれが投げ返されて、それに基づいて実施する。こういうことですか。

文化財担当課長

はい。

金丸教育長職務代理者

中川委員、ご理解いただけましたか。

中川委員

私だけかもしれませんが、やはり今まであったものがどうなってしまうのだろう、今まで築いてきたものがどうなるのだろうということが、ちょっと私には分かりません。

金丸教育長職務代理者

多分、これは策定委員会が策定計画をつくらないと、先が見えないと思うのですね。策定委員会が計画を立てたときに、今の保護審議会がその先に行く別の組織に組織替えしていく。もしくは、名称を変えていくのか。それと

も、投げ返されて、今のところでまたやるのかというところがはっきりしないと、ちょっと、多分、完全には理解できないと思いますけれど、今日の説明はこの程度でご理解ください。

中川委員

そうですね。はい。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

どうもありがとうございます。

すみません。何かいろいろとうるさい質問をして、申し訳なかったですが。

文化財担当課長

いえ。

中川委員

すみません。

文化財担当課長

ご説明がうまくできずに申し訳ございません。また参考資料等、文化財保 護法の改正の関係の文化庁の資料等もございますので、またご準備させてい ただければと思います。

金丸教育長職務代理者

よろしくお願いいたします。

文化財担当課長

はい。

中川委員

いいですか。

やはり、ちょっとこれはもう少し図式化するというか、タイムテーブルや 何かを分かりやすくしていただけるとありがたいです。

文化財担当課長

はい。では、またこの地域計画策定につきましては、改めてご説明をさせていただければと思います。

金丸教育長職務代理者

では、そのときはよろしくお願いいたします。

文化財担当課長

はい。承知いたしました。

金丸教育長職務代理者

それでは、この件についてはこの程度で終えたいと思いますけれど、よろしいですか。

(了 承)

金丸教育長職務代理者

文化財担当課長、どうも、長い時間ありがとうございます。

文化財担当課長

どうもありがとうございました。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第5号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価」

金丸教育長職務代理者

それでは、議案に戻りまして、日程第1、議案。議案第5号、令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、子ども 総務課長からご説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

議案第5号、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価につきましてご説明をいたします。 まず、そちらの報告書をお手元のほうに配らせていただいておりますので、一緒に内容を確認していただければと思います。

前回の教育委員会でご協議いただきましたその内容につきまして、報告書 のほうを案としてお配りしております。

1枚おめくりいただきまして、目次のほうをご覧ください。こちらは、全 体の構成となってございます。

1、はじめに。2として、点検・評価の方法について。3、対象事業一覧。4、有識者意見。5、各事業についての評価及び今後の取組。6、あとがき。その後に、資料1として教育委員会の活動、資料2として点検・評価に係る要綱をおつけしている状況でございます。

1ページ目の「はじめに」をご覧ください。この報告書の趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表をしなければならないというふうにされております。その趣旨が書かれてございます。

2ページ目からが点検・評価の方法についてです。

今年度の点検・評価の対象事業の選定でございますが、3ページ目の(2)点検・評価対象事業等の選定をご覧ください。こちらにつきましては、夏場、8月の教育委員会でご議論いただき、令和元年度の主要施策の成果に掲載する教育委員会の所管の26事業の中で、特に重点的に取り組んでいる事務事業等について実施すること。また、教育・子育てに関する課題として、千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題についても、成果・課題を分析するということでさせていただきました。

この対象事業一覧は、4ページのほうに記載してございます。

この対象事業について、教育に関して学識経験を有する方々の意見を頂戴するということで、有識者会議のほうを開いております。そちらについては、お戻りいただきまして、3ページのほうをご覧ください。

有識者会議の開催状況をご覧ください。第1回目が令和2年11月6日、第 2回は令和2年12月11日でございます。

会議の検討内容、概要につきましては、1回目にこの点検・評価の実施方針等の説明、私立保育所等整備事業の説明を行った後、あい・あい保育園三番町園を視察しております。2回目は、番町小学校の1人1台タブレットを活用した授業をご視察いただき、評価対象事業の説明、ICT教育の推進、教育・子育てに関する課題を説明、質疑応答を行ってございます。

5ページ目が教育委員会の重点事業の自己評価でございます。こちら、5ページから6ページに記載してございます。

その後、7ページから11ページまでが有識者意見、14ページ目が――15ページまでですね、15ページまでが有識者意見となってございます。

有識者の意見につきましては、教育委員会の重点事項についても、いずれ

の事業も計画に即して着実に実施され、達成度も高い水準にあると判断する との評価を頂いております。

その意見を踏まえて、前回の教育委員会でご協議いただき、16ページ以降 に、5、各事業についての評価及び今後の取組としてまとめさせていただい ております。

前回、こちらの5、各事業についての評価及び今後の取組について、ご説明をさせていただいた上で、論点になったところで変更させて頂いた事項についてご説明をいたします。

まず、16ページ目の(1)の主要施策の成果における重点事業の①私立保育所等整備関連事業の1つ目の黒丸、保育需要に対応するための用地整備・私立保育所整備補助の1つ目の点、「保育需要の増加が見込まれる中にあっては、地価やテナント料が非常に高額であるために用地や物件の確保が困難な本区においても、保育所整備を進めなければならない」と詳しい記載をしてございます。また、2つ目の点のところに、保育所の整備や運営に際しては、各種行事を通じて地域住民との交流を図るなど、地域と良好な関係を築くように努める必要があると加えております。

続いて、18ページ目の(2)でございます。教育・子育てに関する課題の ①の取組みの方向性の黒丸の中学校のところでございます。「学校選択制の 選択の偏りが何に起因しているのかを把握して再評価を行うことで課題を明 らかにし、問題解決のための必要な手立てを具体的に講ずるとともに、各校 の特色を生徒・保護者・地域に十分に伝え、双方とも選ばれる学校作りを目 指していく」と一文におまとめしてございます。

細部は今後の検討の中で整理するというように文言を整理させていただい ております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問等ございましたら、挙手をしてご質問ください。

中川委員。

中川委員

まず、金丸委員が、何かこの言葉の中で、1つ気になることがあるからと おっしゃっていたのですが、それをちょっと先に教えていただければと思い ます。

子ども総務課長

はい。すみません。説明が足りなくて、申し訳ないです。

11ページ目の1つ目の黒丸、保育の質の向上に資する取組の2つ目の点のところに、保育の専門家などが各保育施設を巡回し、保育を行う環境、配慮を要する児童の相談や施設運営上の苦情に関するというところがあるのですけれど、ここの児童の相談というところが、保育の専門家が各保育施設を巡回した場合には、その相談の対象は、乳幼児になるのではないかというところで、この児童の相談というところの文言が違うのではないかというようなご指摘を頂いております。

所管のほうとよく確認したところ、この保育の専門家が巡回したときの相 談というのは、保育施設に通園、通所している乳幼児だけが対象ではなく、 そのお兄さんであるとかお姉さんであるとか、児童も含めての相談になるこ とが多いので、ここはあえて児童というような文言にしたほうがいいのでは ないかというような提案を受けての修正となってございます。

中川委員

全体として問題は、もうこれでよろしいと思うのですが、ちょっと中根子 育て推進課長に。

推進課長が今までいろいろ、用地獲得や何かで苦労していらっしゃったこ とがあったので、この間ちょっと、こうしたらいいのではないかというよう な提案をさせていただいたところがあったのですけれど、課長からのご意見 も頂きました。課長が苦労していらっしゃったのを見ていた上で、いろいろ 申し上げたのですけれども、今回出来上がったものに対しては、これでよろ しいのでしょうか。

子育て推進課長

はい。ありがとうございます。苦労しているところの要因も、地価やテナ ント料が非常に高額なので、物件が確保しづらいという、その一番の場所探 しの主たる要因を明確に書いていただいているところがあって、私どもの苦 労の部分が非常に配慮、この表現で配慮いただいて、私としては大変ありが たい文章になっておると思います。

中川委員 金丸教育長職務代理者

分かりました。本当にとても大変だったと思いますので。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

この5については、教育委員の皆様方に大変ご協力いただきまして、本当 にありがとうございます。

それでは、この本件の議案について採決を行いたいと思います。

賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします。

(替成者举手)

金丸教育長職務代理者 はい。ありがとうございます。全員賛成でございます。可決されました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する 訓令

金丸教育長職務代理者

では、続きまして日程第2の協議に入ります。

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、 子ども総務課長からご説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

令和3年度の組織整備に伴いまして、千代田区の教育委員会事務局処務規 則の一部を改正する規則につきまして、次回議案として上程する予定でござ いますので、本日はその事前協議となります。

まず、1枚目、令和3年度各部局組織新旧対照表 [子ども部] のほうをご覧ください。大きな紙、A3横のものでございます。

左側が現行の組織図、中央が令和3年度の改正案、備考のほうに改正理由 のほうが書かれてございます。ちょっと文字が小さくて申し訳ないのです が、備考のところをご覧ください。

まず1つ目の黒丸でございます。児童・生徒数の増加に伴う、学校整備、 学校選択制や学区域の再整備、ICTの推進など、部内横断的な喫緊の課題 に対応するため、「教育政策担当課長」、「教育政策担当係長」及び「指導 主事」を設置するというような内容となってございまして、左側の改正案の ほうをご覧いただきますと、そういった形の組織図になってございます。

また、2つ目の黒丸でございます。業務の効率性や機動性を向上するため 係を大括り化し、「事業係」を「事業担当係長」に再編するというようなと ころとなってございます。

それから、備考の、上から4つ目でございます。効率的に入学(園)事務を行うため、指導課に学務課の特別支援教育を移管する。移管に伴い、「指導主事」及び「特別支援教育係」を廃止するとなってございます。

その下の黒丸でございます。学務課から指導課へ、特別支援教育が移管されることに伴いまして、「事務係」と「教職員人事係」を廃止し、「管理係」と「特別支援教育担当係長」を設置いたします。

この組織改正に伴いまして、次回の教育委員会で千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を上程することとなります。

ホチキス留めのものをご用意ください。こちらのほうが、一部を改正する 規則の新旧対照表でございます。

こちらの1ページ目から2ページ目までが、先ほどご説明した内容でございます。第8条関係の別表第3の分掌事務も変更がございますので、そちらが3ページ以降になりますので、3ページ以降をご覧いただきたいのですが、まず、1枚おめくりいただいて、4ページのほうをご覧ください。左側が改正案、右側が現行でございます。下線部が改正部分です。

まず、左側(14)の通学路に関すること。こちらは、学務課から子ども総務課のほうに移管してございます。

続いて、その下、(21)教育政策に関すること、こちらが、先ほどご説明 した、新たに設置する組織での分掌事務でございます。

続きまして、5ページ目、子ども支援課のほうで、(5)でございます。 私立の幼稚園の保護者負担軽減に関すること。こちらを追記しております。 こちらは新たに行われていた事務ですが、明文化をしているものでございま す。(7)保育園・こども園の職員の人事及び含むに関すること。こちらは 今まで保育園職員として包含した表現をしておりましたが、改めて保育園・ こども園の職員、職種も、保育士、看護師と、文言を整理してございます。 次に、子育て推進課の(1)でございます。文言の改正でございまして、

こちらは「次世代育成支援行動計画」という名称のものを、「子ども・子育 て支援事業計画」に変更いたしております。

また、その「及び」以降、次世代育成支援に係る国・都の交付金、補助金 事務、こちらは現在子ども総務課の所掌事務でございましたが、子育て推進 課に移管するため、下線のところ、表現を、「含む」に変更してございま す。

その下、(6)でございます。子どもの遊び場事業に関すること。こちら も子ども総務課から子育て推進課のほうへの移管の事務でございます。

続きまして、6ページ目、子ども施設課になります。(6)でございま す。ちよだパークサイドプラザの「運営管理」を、「管理運営に関するこ と」と修正してございます。こちらも文言整理でございます。

続いて、7ページ目、学務課でございます。(9)番でございます。学校 の連合行事に関すること。(10)の校外学習に関すること。こちらは、指導 課から学務課のほうに移管してございます。

続いて、指導課の(2)、ICT学校教育システムの管理運営に関するこ と。こちらは新たに追加してございます。

その後、8ページ目に入ります。(16)でございます。特別支援教育の全 体調整に関すること。また、(17) 就学支援委員会に関すること。(18) 個 別指導計画に関すること。こちらは、学務課から指導課への移管となりま す。こちらの規則の改正につきましては、令和3年度4月1日から施行とさ せていただいてございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明について、質問のある方は挙手をしてご質問ください。 中川委員。

中川委員

これはちょっと言葉の問題なのですけれども、この間頂いた資料を全部見 せていただいたところで、教育研究の手法や何かに、この適応教室とか適応 指導という言葉が出ていなかったので、私はほっとしたのですが。というの は、適応というのは、何か1つのところに、基準を合わせる形ということ で、何かに順応させるというか、例えば学校で、皆と仲よくしなければいけ ないということが優先されます。子どもたちの気持ちを優先するなら、適応 という言葉は使わないほうがいいとずっと思っていました。ここは一人一人 を大事にするということなので、適応という言葉、適応指導という言葉を使 わないでいただきたいなと思っていました。少し細かいことですけれど。

金丸教育長職務代理者 子ども総務課長 今の点はいかがでしょうか。

指導課長が、手が挙がって……

金丸教育長職務代理者

では、指導課長、お願いいたします。

指導課長 金丸教育長職務代理者

指導課のほうでこれを担当するということですので。課長としてのお考え をお話しください。

すみません。私が話してしまっても大丈夫ですか。では。

指導課長

担当を今現在しております。

様々不登校のご報告をさせていただく中で、白鳥教室が、適応指導教室が、人数が増えてきていますというお話をさせていただいてきました。元来、ずっと適応指導教室、適応指導教室という形で進めてきておりますが、発想としては、学校復帰を目指すのではなく、すなわち学校に完全に適応できるようにするとかというような発想ではなくて、その子の今現在の困りの状況に応じた指導を行っていくという形に、スタイルは変わってきているところでございます。

中川委員ご指摘のように、この名称はそろそろ考えたほうがいいというようなところは全都的にもいろいろ変容も見られているところですが、どうなのでしょうか。今から新しく変えるとなると、また考えなくてはならないところもあるので、次年度以降の検討とかということにしてはどうなのかなというふうに思うところでございます。

中川委員

はい、適応という言葉自体が少し上から目線というのか、やはりどこかに、何か規律に合わせなければみたいなイメージがどうしてもあります。無意識にしろ、そういうところはないだろうかというのは感じていたものですから。

金丸教育長職務代理者

もし指導課長のほうで、例えばこんな言葉があるのだというようなことが あれば、ちょっと発表していただけませんでしょうか。

指 導 課 長

単純に今、表のほうでは、白鳥教室と言っていますので、白鳥教室という ふうな、社会的なお知らせの仕方をしておりますので、社会的に適応指導で すというようなことではなく通ってきているのかというふうに思います。

ただ、この要綱上の言葉に関しては、適応指導というような趣旨でなくなりつつある、そういう方向を目指しているということなので、ちょっと、今、すぐぱっと思い浮かばないので。ただ、やはり、こういうものはやはり都の方向も同じ方向を向いていますので、それぞれ東京都や他区の自治体などの現状とか情報を頂きながら決定していくのが適かなと思いますので、お時間を頂きたいと思います。

金丸教育長職務代理者

ほかに、何かご質問ありますか。

私から1点だけ、総務課長のほうにお尋ねしますが、ここに書いてある適 応指導教室というのは、実質的には白鳥教室のことを意味しているのでしょ うか。もしそうであるとすると、これを白鳥教室と変えることで、何か問題 が起きそうなのかどうかというところについて、ご意見をお聞かせくださ い

子ども総務課長

子ども総務課長です。ちょっとここの文言についてどう修正していくかというところは、いろいろ、いろいろなところをひもとかないと、表現を本当に、そこを白鳥教室に変えてしまっていいかというところは疑義が生じるものというふうに考えております。

その適応指導教室という表現の中に包含している事務がどのくらいあるのかというところも含めて精査しないと、この文言を急に白鳥教室とすること

ができるかというのは、ちょっと悩ましい問題かと思いますので、今後の検 討とさせていただければと思います。

金丸教育長職務代理者

はい。ありがとうございます。今、指導課長や総務課長にお聞きしたのは、今これですぐ変えろということではなくて、少なくとも皆さんがアイデアを、こういう言葉だったらいいのだというアイデアをちょっとお考えいただきたいという1つのきっかけになればと思ってお聞きしましたので、ご理解ください。

ほかに何かございますか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

ないようでしたら、次の議題に入っていきたいと思いますが、よろしいで しょうか。

続きまして、千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を 改正する訓令について、子ども総務課長からご説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。こちらも、組織改正に伴いまして所掌事務を 見直しましたので、次回、議案を上程する予定ですので、そちらの事前協議 でございます。

こちらの表の見方も、改正後が左側、右側が現行のものでございます。改 正箇所に下線が引いてございます。改正につきましては、(2)の学校運営 評議会に関すること、(6)就学支援金に関することでございます。こちら の事務につきましては、現在、子ども総務課が担っておりましたが、その事 務の準備行為は全て九段中等教育学校が担っておりました。本来、例えば、

(2) の学校経営評議会ですけれども、こちらは本来、学校が担うべき事務も、九段中等教育学校開設時は様々な関係団体との調整が必要で、子ども総務課が一義的に担うという役割分担となっておりましたが、開設から10年以上経過して、関係団体との調整等も子ども総務課がというような状況ではなくなりましたので、今回組織改正の中で、九段中等教育学校の経営企画室にその所掌事務をお返しするものでございます。就学支援金につきましても同様でございます。

裏面のほうをご覧ください。この訓令の施行も、令和3年4月1日を予定 してございます。

説明のほうは以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

それでは、今のご説明について、質問のある方は挙手をしてご質問ください。

よろしいですか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、この件につきましてはこの程度にさせていただきたいと思います。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和3年第1回区議会定例会の報告

子ども支援課

(1) 令和3年4月保育園等入園審査結果について

金丸教育長職務代理者

それでは、続きまして、日程第3の報告、令和3年度第1回区議会定例会の報告について、子ども総務課長からご説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。令和3年度第1回定例会の報告をさせていた だきます。資料のほうをご用意ください。

まず、第1回定例会の日程の案でございます。こちら、日程表の案のとおりでございまして、2月17日に告示、24日に区長の招集挨拶、3月3日、4日で代表・一般質問が、昨日には地域文教委員会が行われました。第1回定例会ですので、予算特別委員会が設置され、本日9日に予算特別委員会が開かれてございます。

子ども部関係の予算特別委員会の分科会は、明日10日に開催を予定してございます。翌週の3月18日、19日に、予算特別委員会の総括質疑が行われ、24日に2回目の地域文教委員会、26日に終了する予定でございます。

続きまして、区長招集挨拶につきましても、別紙でおつけしてございます。

内容としましては、まず1枚目の下の段、目次のほうをご覧ください。区 長就任後の最初の議会でございますので、区政運営に当たっての基本的な考 え方、所信表明と、予算議会ですので、令和3年度の予算案について、その 特徴的な取組として、コロナ対策、子ども・高齢者・障害者に寄り添ったま ちづくり、環境対策がございます。

1枚おめくりいただきまして、まず所信表明ですが、数字が振られておりますが、3ページと、「3」と振られているページのほうをご覧ください。 上段でございます。「区政運営にあたっての基本的な考え方」の中ほどでございます。

千代田区民の命と健康を守る対策をいち早く提供すること、そして、その 先に豊かさ・住みよさ日本一の千代田区を築くこと、そのことが千代田区の 繁栄と明るい未来を創造することにつながることと確認しておりますという ところで表現されております。

1枚おめくりいただきまして、「6」と振られているページをご覧ください。新たなこととして、デジタル化の推進を掲げてございます。令和3年度の予算案の概況につきましては、2枚おめくりいただきまして、「13」と振られているページをご覧ください。予算の規模は一般会計が627億円余、過去2番目の規模となってございます。そちらの最後のほうから、特別区税の税収減が見込まれるほか、特別区財政調整交付金の減も見込まれる中、コロナ対策に力点を置きながら、区民サービスの量と質を担保した行政サービスを維持するため、財源の有効活用、財政調整基金の繰入れにより財源不足を

補うとしてございます。

予算案の特徴的な取組としては、子ども部関係では、1枚おめくりをいただきまして、数字の「19」と振られているところの後半でございます。区内人口はここ10年で1.3倍、未就学児は1.7倍に増加。令和3年度も待機児童ゼロへの取組を継続すること。保育の質の向上や質の高い運営事業者の維持と、参入しやすい環境をつくるため、運営事業者への補助メニューの追加、学校教育分野については、その次のページでございます。「21」と番号が振られているところでございます。児童・生徒数は10年度1.2倍となり、学校運営に様々な課題が生じていること。教室不足や国の35人学級の方針も踏まえ、今後の教育の在り方について抜本的に検討を行うこと。教育指導面では、1人1台タブレットPC環境を最大限に活用し、GIGAスクール構想の推進による個別最適な学びと協働的学びの両輪で支えられた、令和の日本型学校教育の実現に向け、取り組んでいくなどを盛り込んでございます。

後ほど、詳細につきましては、ご覧ください。

議会からの発言通告は、もう一つのホチキス留めの資料でおまとめしてございます。今回は、区政運営に関する質問が多く、今回も教育委員会関係の質問には黄色で網かけをしてございます。

1枚おめくりください。代表質問では、まず公明党からの質問で、学校教育について、国の35人学級への引下げと、感染症対策について。

その次のページは一般質問です。一般質問は、大串議員から、「子どもの 笑顔輝く千代田を目指して!」と題し、区長の子育てについての基本的な考 え方。子どもが健やかに育つための環境確保に関する条例の目的、特徴。代 替え園庭としての公園の整備。キッズゾーンの設置。子どもの権利擁護機関 の設置について、でございます。

次のページ、西岡議員からは、コロナ禍での子どもの心のバランスサポート体制。

次のページは、牛尾議員から、35人学級の推進について。

次の次のページで、13番ですね、岩佐議員からは、九段中等教育学校後期 課程の昼食について、質問を頂いてございます。

教育委員会関係の答弁概要につきましては、次の資料をご覧ください。

まず、公明党、米田議員の質問、学校教育について、に関する質問でございますが、答弁といたしましては、国で予算化される財源や国の検討報告も踏まえ、適切に対応すること。自動水栓については、さらに設置を進めていくこと。結びに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、子どもたちの安全を確保した学校・園運営に努めてまいります、と結んでございます。

次のページが大串議員の質問についてでございます。こちらについては、 区長の子育て施策の基本的な考えの後、キッズゾーンの設置については、港 区の先行事例等を参考に、関係部署、機関と連携し、保育園の園外活動の安 全確保について検討すること。子どもの権利擁護機関の設置については、他 都市の事例を参考に検討を進めていると答弁しております。

次に、西岡議員の質問については、コロナ禍においても安心して日々の生 活を過ごすと同時に、たくましく生きていけるよう、子どもたち一人一人の 生きる力や自立への助けとなる自己肯定感を高められるサポートを今後も行 っていくこと。

続く牛尾議員の35人学級の推進については、今後の教育の在り方、検討協 議会は、学校現場や保護者の意見が反映させられることが重要であること。 国の示す35人学級の段階的な実施方針や検討会議の方針を踏まえ、今後の教 育の在り方を検討すること。子どもたちにとって良好な教育環境を保つため の努力をすると結んでございます。

最後に岩佐議員の質問、九段中等教育学校の昼食については、家庭の事情 などにより昼食等の持参が叶わない生徒も含め、改善方策を検討すると答弁 しております。

詳細につきましては、後ほどお目通しいただければと存じます。 説明は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問ございますか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、ただいまの報告についてはこれまでとして、次に入りたいと思 います。

続きまして、令和3年4月保育園等入園審査結果について、子ども支援課 長、ご説明をよろしくお願いします。

子ども支援課長

はい。教育委員会資料に基づきまして、令和3年4月の保育園の一次及び 二次の入園審査状況についてご説明させていただきます。

令和3年4月保育園等入園一次申請は、令和2年12月1日から12月28日ま で受け付けました。二次申請は、令和3年1月4日から2月12日まで受け付 け、それぞれ入園審査を実施しました。

結果につきましては表のとおりとなります。まず、申請者及び内定者数の 表をご覧ください。まず、0歳です。この一次申請者が187名。このうち、 縦に見ていただきたいのですけれども、内定者数が184名。二次の申請者が 18名。これは、一次から継続して審査をさせていただく方と、新規の方、一 次を辞退された方が入っております。また二次の内定者数が12名となってお りまして、総内定者数が196名となります。

このように歳児ごと、縦に見ていただきまして、最後の表の、募集合計人 数、これが232名です。1歳も2歳も、縦に見ていただくと分かりやすいか というところです。

そして、最後ですけれども、最後の合計、募集合計と、それから総内定者 数は489名となります。この水色のところです。濃い青いところです。ここ の最後の489名が今年の総内定者数となりました。

ご報告は以上です。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問のある方はいらっしゃいますか。 俣野委員。

俣 野 委 員

そうしますと、この令和3年度の応募者は全員内定に、入れたということ でよろしいわけですか。

子ども支援課長

よろしいですか。

金丸教育長職務代理者

はい、どうぞ。

子ども支援課長

はい。全員、希望したところに全員入れたわけではありませんが。

俣 野 委 員

トータルで、一応全員、受け入れることができたということで、よろしい わけですか。

子ども支援課長

はい。これはちょっと分かりづらいのですけれども、同じところに何人も 申し込まれた方がいらっしゃるので、最終的、特定園だけ、ここしか入りた くないという方は入れなかった方もいらっしゃいます。

俣 野 委 員

はい、分かりました。

ありがとうございます。

ほかに何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

では、今の件につきましては、この程度にさせていただきます。

子ども支援課長 ありがとうございました。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1)教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(3月20日号)

児童・家庭支援センター

(1) 私立学童クラブ内覧会のお知らせ

金丸教育長職務代理者

では、続きまして、日程第4のその他の事項に入ります。教育委員会の行 事予定表と広報千代田3月20日号の掲載事項について、子ども総務課長から ご説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

まず、教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。前回3月31日までの 行事予定表をご案内してございます。1枚、裏面のほうをご覧ください。4 月以降の行事予定表が落とし込まれてございます。4月2日から保育園の入 園式等々、小学校の入学式、中学校の入学式等、落とし込まれております が、今回も式自体の時間を短くし、保護者の人数も制限しというところで、 来賓もお呼びしないでの実施ということになってございますので、教育委員 の皆様もご出席は頂かないという形となってございます。4月13日に教育委 員会の定例会がございますので、よろしくお願いいたします。

行事予定表のほうは以上です。

続きまして、広報千代田3月20日号のほうをご説明いたします。

広報原稿一覧は、こういった形になってございますが、まず、1面トップのところは、65歳以上の方への新型コロナ予防接種が始まりますという記事内容になる予定でございます。

子ども部関係、地域振興部関係の掲載記事につきましては、広報原稿一覧にございますように、児童・家庭支援センターから「親と子の絆プログラム」すこやか子育て講座、ベビママの会、もう一つ、千代田区子育て支援員研修と、3つほど掲載する予定です。

そのほかは、文化振興課のほうから千代田図書館おはなし会、生涯学習・ スポーツ課から「運動会必勝塾~走り方・かけっこ教室~」や弓道大会のご 案内が載る予定でございます。

説明は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問ある方は、挙手をしてご質問ください。 侯野委員。

俣 野 委 員

各学校、各園の入学式、入園式ですけれども、これは教育委員とか教育長とかが参加しないということは分かるのですけれども、例えば区長からの祝辞とか、そういったものをこの、代読というかそういう形でやるというのは、時間的には難しいわけですか。時間は縮めているということでしょうけれども。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

今回、卒業式や入学式については時間を短縮というところで、区長の祝辞であるとか、教育委員会からのお言葉につきましても、掲示という形を取らせていただいております。

俣 野 委 員

掲示。そうすると、掲示ということは、生徒さんたちがそれを見るという ことですか。配付ではない。掲示ということですか。

子ども総務課長

そうですね。

俣 野 委 員

そうですか。はい、分かりました。

金丸教育長職務代理者

中川委員。

中川委員

細かいことですけれども、4月3日の神田一橋中学校の通信教育課程入学式と書いてありますけれど、誰もいなかったのですよね。では、これはなしということですね。はい。

子ども総務課長

はい、そういうことになります。

金丸教育長職務代理者

はい。

ほかには何かございますか。

では、1点だけ。まだ、3月31日の臨時会については、時間は決まっていないのでしょうか。分かりましたら教えてください。

子ども総務課長

では。子ども総務課です。

この教育委員会の時間でございますが、人事関係の発令等の時程がまだ詰まり切っていないものですから、別途ご案内という形になります。ご迷惑をおかけいたします。よろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

ないようでしたら、続きまして、私立学童クラブ内覧会のお知らせについて、児童・家庭支援センター所長からご説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

はい。児童・家庭支援センター所長でございます。

本年4月に新しく開設する運びとなりました私立学童クラブ2か所、外神田のベネッセ万世橋学童クラブと、九段のじゃんぷ九段クラブにつきまして、施設の内覧会を、今月末の26日と27日の2日間で実施をいたしますので、ご案内の、こちらのチラシのほうを教育委員の皆様にもお送りをさせていただきました。

ご説明は以上でございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問のある方は、挙手をしてご質問ください。よろしいですか。

中川委員、どうぞ。

中川委員

お知らせということですけれども、もし、行かれたら、見に行っても大丈 夫なわけでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

はい。特に、事前のご予約等は要りませんので、直接お越しいただいて結構でございますので。また、例えば教育委員の皆様を、皆様おそろいでお連れするとか、そういう形は考えておりませんので、個別に、ご都合のつく時間帯でお越しいただければというものでございます。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、個別的に、時間のある方に行っていただくということで、ご了 解ください。

それでは、続きまして、教育委員のほうから情報提供等がございましたら お願いいたします。

長﨑委員。

長崎委員

はい。ゲームとかのセガという会社があるではないですか。そちらで小中学校でのプログラミング教育の何か、無償で授業を提供してくれているようでして、「ぷよぷよ」という、すごく有名なというか、ゲームがあるのですが、何かそういうのをつくれる授業が体験できて、eースポーツのプロ選手が講師をしてくださって、子どもたちもすごく興味を持って、どこだったか、品川区とか熊本や茨城などでも授業を行ってという記事が、日刊工業新聞に出ていたので、こういう、ぷよぷよとか、子どもたちが好きそうなゲームだったら、より興味を持って取り組んだりできるのかな、など思ったので、一応お知らせいたします。

以上です。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。それは、申し込むと、受けてもらえる可能性があ

るという趣旨でしょうかね。

長崎委員

そうだと思います。

金丸教育長職務代理者

これは指導課のほうで、ちょっと情報を手に入れていただけるとありがたいと思います。指導課長、よろしくお願いします。

指導課長

はい。ありがとうございます。秋葉原周辺の学校にはぴったりな内容ではないかなと思いますので、実は、今年、ちょっとコロナの影響でプログラミング学習も滑り出しの年でありながら、なかなか順調にいかなかった学校が多いようです。やはり楽しい学習からスタートしていくと思いますので、私も「ぷよぷよ」はやったことがありますが、大人もはまれるゲームではないかなと。逆に親子でこういうのを受けたりする機会を設けてもいいのではないかというふうに思いますので、学校のほうへは積極的に情報提供をさせていただきます。

金丸教育長職務代理者

よろしくお願いいたします。

ほかには何かございますか。

俣野委員、どうぞ。

俣 野 委 員

先日、新聞に、デジタル教科書の件が出ていたのですけれども、今、文科 省では令和6年を目標として、もう、やるということですけれども、現実と して、今、現状ではどんな感じでしょうか。現場ではデジタル教科書に対す る要望とか、あるいはちょっと早いのではないかとか、いろいろあると思う のですけれども。いかがでしょうか。

金丸教育長職務代理者

これも、では指導課長のほうからお願いします。

指導課長

はい。千代田区のほうでは、1人1台タブレットを配付した時点で、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学に関しては、全てデジタル教科書を入れています。ですので、もう、試験的にどんどん、試験的にというか、どんどん進めさせています。

授業で活用している様子も、この間ちょっと見られたかな、九段で、学校でやったときにも見られたかなと思いますが、教科書を持ち帰らなくても済むような形にもできるのかということも考えつつ、デジタルの教科書の中に何かを書き込んでいったりとか、何回も書き込めたりとかというようなことの活用もできるかというふうに思っておりますので、積極的に、もう既に、かの区に先駆けてやっています。

東京都全体としては、入れたい場合は支援をしますというようなことの要請もありましたので、研究を行うところで、ちょっと入れてみたいという学校が、昌平と麹町小学校がありましたので、国語と算数以外の教科も、その、都のいわゆる支援に手を挙げて活用をしていくということで、今回、1人1台入れていますので、もう最大限に活用して、教育の充実に努めていくという考えでやっています。

俣 野 委 員

そうしますと、今は紙の教科書とデジタル教科書と併用している形になる わけですか。

指 遵 課 ‡

基本的には、紙のほうがやはり多いと思います。ただ、家に持って帰って

使えるような状態にしてありますので、家庭でそれを開いたりとか、やったりとかすることは、どんどんやってほしいというふうに思いますね。堅苦しく学習用というような形で限定して捉えないで、家に帰っても、タブレットでいろいろなものを開けるものになると。というような感じで、もう、自由に今は使ってほしいという形で、学校で進めていますので、縛らないで使ってくださいということでお願いしますので、家庭では恐らく開いている可能性はあると思います。

4月以降は、ある程度そこを絞り込んで授業でやはりどう活用していくかということとか、デジタル教科書のことも含めて、様々な検証が出来上がってきますので、そういったところに合わせながら、やはり千代田区ですから、これだけいい機械も入れられて、内容的にも充実しているものがあると。方向性も明示していますので、教員もある程度モチベーションをかなり上げてきているというところもありますから、そういった意味では、4月から計画を学校のほうでは立ててもらっています、具体的に。こちらもその例を出しましたので。なので、より一層の活用を期待しているというところでございます。

特に、今挙げた昌平と麹町小に関しては、研究推進でもやっていくという ふうに力強く宣言なさっていますので、かなりやる気はあるというふうに。 やる気があると言っては変ですけれど、皆やる気はあるのですけれど、かな り高めていこうという勢いを感じます。

俣 野 委 員

そうすると、ほかの区に比べて、東京都内だけでなくても結構なので、全 国的に見てもやはり相当進んでいるということになるわけですね、うちの区 は。

指導課長

内容的、システム的には相当そろっているというふうに思います。あと、 これをやりなさいという形ではなくて、これをやってみたいというような教 員側の動機の盛り上がりを今期待しているところですので、こういった施策 で一番難しいのは、タブレットを入れましたから、はい使ってくださいと。 活用率は何%ですかと言われてしまうと、教員は途端に萎えてしまうものな のです。今は、そこは、来年度からはそういうことは多少あるかもしれない けれど、今は先生たちの発想でも面白いことをとにかくやってみてくださ い。トライしてくださいというような投げかけをあえてしています。ですの で、ほかの県とかの自治体のほうが、やっていますよというふうに見えるも のはたくさんあると思いますし、千代田区がまだそこには至っていないとこ ろもあるとは思いますが、今、私が各学校を見て手応えとして感じているの は、相当前のめりになってきているということ。8校のうち2校という、数 少ない、3校ですか、九段小もやりますから、研究を来年から。ほぼ I C T にフォーカスしています。8校中3校ですから。37%ですよね。100校ある うちの37校が手を挙げているというふうに思うと、相当な割合で先生たちは 盛り上がってきているのではないかというふうに手応えは感じているところ です。

俣 野 委 員

はい。

そこで将来的に見ても、非常にいい方向なのかもしれないのですけれども、これは世代的ないろいろなギャップがあると思うのですけれども、私などは例えば会社の中で、書類を見る場合に、画面で見るより、やはり1回プリントアウトして見るという、そういう、まだ世代なのです。そうすると、やはりデジタル化を全部してしまうことによって、紙の教科書に対応する、紙の教科書のほうがいいというような、そういった子などはどうなのでしょうね。今の若い子はそういう心配はないのでしょうか。

指 導 課 長

やはり図書文化というか、紙の文化というのは捨て難いものがあるという ふうには捉えています。デジタルはその特徴をやはりしっかりよく使ってい くという場面で、効果的な場面で使うことが大切。でも、やはり教科書とか 本とか、やはりあの厚みとか薫りから来るものの文化というものは、何とも 捨て難いものがありますので、そういった意味で、教科書はそういうことか なというふうに思います。

保野委員 金丸教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございました。

ほかには何かございますか。よろしいですか。

では、私から1点だけ。多分東京都や千代田区というのは、対象になっていないのだと思うのですが、3月8日の毎日新聞や高知新聞のニュースで、中学校で美術の先生が教科の免許を持たない状態で指導していると。それが常態化しているのだと。もちろん例外的にそれはできるのだけれども、1年限りというのが普通の規定なのに、それが毎年同じような形で続いているのは、非常に遺憾であるということで、土佐町議会、土佐町の町議会がそれを何とか正常に戻せという意見書をつくって、県と県の教育委員会に出すというニュースだったのですけれども。

私も前に地方都市で担任を非常勤講師が務めているという話を聞いて、びっくりしたことがあるのですが、東京都や千代田区では、そんなような状態というのはまだ来ていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

指導課長、お願いします。

指導課長

はい。そのようなことはないです。中学校の美術だと、免許を持っている 人も非常に少なかったりとかもするので、起きがちなことなのかというふう に思うのですが。

やはり最近は、免許更新についても、もう何年も前から、3年ぐらい前から、あなたは更新の年度が迫っていますというような周知を東京都では図るようにして、いわゆる更新漏れがないように、かなり綿密に、しつこくやっています。

やはり講師としての採用は、中学校美術の場合は問題だと思いますので、 更新手続等をやっていますが、そちらのほうも、こちらのほうでしっかりと 確認をしながら、人事係のほうで確認をしてやっているということです。

あと、担任をやるとかということに当たっては、やはり正規の教員を配置 するということが基本原則に、まず、基本原則というか、もうこれは絶対原 則になっていますので、そのために、例えば担任の先生が病気になりました といったら、その手続をするために何日もかかりますが、その間は他の教員 を、例えば算数の少人数を1回休んでやってもらうとか、副校長が代わりに 担任をやって何とかするとかいうふうな形で、正規の免許を持っている担任 が必ず対応するという形で行っていますので、今のところ、東京都全体は、 ちょっと、責任を持ち切れない部分はありますが、千代田区では、ないと断 言できます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(な し)

金丸教育長職務代理者 では、よろしければ、情報提供は以上として、今、取りあえずここで休憩 を入れて、5分後に秘密会を開きますので、その間、暫時休憩をしてくださ